

学校感染症 出席停止基準一覧（2／27時点）

分類	病名	出席停止の期間	
第一種 感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く）	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。） 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ	治癒するまで	
	『新型コロナウイルス』	感染し、発症	治癒するまで
		感染したが発症していない（無症状を含む）	2週間（14日間）の出席停止
		濃厚接触者・感染疑い	2週間（14日間）の出席停止
第二種 飛沫感染する伝染病で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺顎下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん	紅斑性の発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	病状により感染のおそれがないと認められるまで	
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、マイブ [®] ラマ [®] 感染症、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、感染性胃腸炎、その他の感染症	医師の許可があるまで	